

# 介護保険負担限度額認定について

## 1 制度概要

介護保険施設の入所（短期入所含む）の際に、原則自己負担の食費・居住費が減額になる制度です。負担限度額対象に認定されますと、申請月の1日から対象年度末（7月31日）まで有効な認定証が送付されます。

一度認定された方も、毎年度、更新のための申請が必要です。

## 2 対象となる方（以下の(1)(2)ともに該当する方）

- (1) 世帯全員の方が市民税非課税（配偶者と別世帯の場合は配偶者も市民税非課税）である方
- (2) 被保険者および配偶者の預貯金等の合計が下表に該当する方

利用者負担段階	所得等の要件	預貯金等の額の要件
第1段階	生活保護受給者	要件無し
	老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円以下（夫婦 2,000 万円以下）
第2段階	本人の年金収入金額（※）＋その他の合計所得金額が 80 万円以下	単身 650 万円以下（夫婦 1,650 万円以下）
第3段階①	本人の年金収入金額（※）＋その他の合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円以下（夫婦 1,550 万円以下）
第3段階②	本人の年金収入金額（※）＋その他の合計所得金額が 120 万円超	単身 500 万円以下（夫婦 1,500 万円以下）

※ 平成 28 年 8 月以降は、年金収入金額には、非課税年金（障害年金、遺族年金）を含みます。

※ 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金等を含みます。

※ 上記に該当しない年金（労災・恩給・戦傷病者）は含みません。

※ 「所得等の要件」の金額は令和 6 年度のもので、令和 7 年度は、表中の「80 万円」が「80 万 9 千円」に変更されました。

## 3 負担限度額

負担限度額対象に認定された場合、負担していただく 1 日あたりの上限金額は以下のとおりです。

利用者負担段階	所得等の要件	食費	居住費					
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（特養）	従来型個室（その他）	多床型	
第1	世帯全員が市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	300 円	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円
第2		本人の年金収入金額（※）＋その他の合計所得金額が 80 万円以下	390 円 (600 円)	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円
第3①		本人の年金収入金額（※）＋その他の合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下	650 円 (1,000 円)	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円
第3②		本人の年金収入金額（※）＋その他の合計所得金額が 120 万円超	1,360 円 (1,300 円)	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円
第4	対象外（減額の対象ではありません）							

※ （ ）内の金額は、短期入所（ショートステイ）利用時の上限額

※ 「所得等の要件」の金額は令和 6 年度のもので、令和 7 年度は、表中の「80 万円」が「80 万 9 千円」に変更されました。